

議案第23号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>老人</u>、乳児、幼児、小児、身体障害者、精神障害者、知的障害者、母子家庭、父子家庭及び遺児に対して医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>高齢期移行者</u>、乳児、幼児、小児、身体障害者、精神障害者、知的障害者、母子家庭、父子家庭及び遺児に対して医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>高齢期移行者</u> 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) <u>乳児</u> 出生の日から1歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(3) <u>幼児</u> 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(4) <u>小児</u> 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5) <u>児童</u> 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>イ 20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者で規則で定めるもの</p> <p>(6) <u>医療保険各法</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。</p> <p>(7) <u>療養の給付等</u> 療養の給付並びに保険外併用療養費及び療養費の支給(家族療養費及び特別療養費に係るものを含む。)をいう。</p> <p>(8) <u>市町村民税世帯非課税者</u> 世帯主及</p>

び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。)が課されていない者(以下「市町村民税非課税者」という。)である世帯に属する者をいう。

(9) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(10) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(受給資格)

(受給資格)

第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは同法第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付、療養費の支給及び家族療養費(以下「療養の給付等」という。)のいずれもが受けられないもののうち、次の各号の二に 該当するものとする。

(1) 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者

第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法

に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法

の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等

のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢期移行者で次のアからウまでに掲げるもの(高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者を除く。)

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(アに掲げる者を除く。)

(ア) 市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る要介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認

(2) 出生の日から満1歳の誕生日の属する月の末日までの間にある乳児

(3) 満1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児及び満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児

(4) (略)

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に掲げる1級から2級までの一に 該当する者

(6) (略)

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は満20歳に達する日の属する月の末日までの間にある児童で規則で定めるもの(以下「児童」という。)を現に監護しているもの及びその児童

(8) (略)

(9) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に 該当する者は、対象者から除く。ただし、第3号及び第4号に該当する者で、失業その他の規則で定める理由があると認める者については、申請に基づき対象者とすることができる。

(1) (略)

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療の被保険者(前項第7号又は第8号に該当する者を除く。)

(3) 前項第1号に規定する者で、次のア又はイに該当するもの

定を受けていること

ウ 当該者の申請に基づき、失業その他の規則で定める理由があると認める者(ア又はイに掲げる者を除く。)

(2) 乳児

(3) 幼児及び小児

(4) (略)

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に掲げる1級から2級までのいずれかに該当する者

(6) (略)

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、児童

を現に監護しているもの及びその児童

(8) (略)

(9) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く。ただし、第2号に該当する者で、失業その他の規則で定める理由があると認める者については、申請に基づき対象者とすることができる。

(1) (略)

ア 前年(1月から6月までの診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、前々年)における公的年金等(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等をいう。以下同じ。)の収入金額及び合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。)の合計額が80万円を超える者

イ 当該年度分(4月から6月までの診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、前年度分)の市町村民税(地方税法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)が課税されている者が属する世帯に属している者

(4) 別表対象者の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者の前年の所得(1月から6月までの診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、

_____前々年の所得とする。)が同表所得限度額の欄に掲げる額以上の者

(助成の範囲)

第4条 次に掲げる対象者に医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費の助成は、当該医療
_____に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により医療の給付)を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)の範囲内で行う。

(1)・(2) (略)

2 第2条第1項第1号に規定する者に医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額から_____
_____医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 別表対象者の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者の前年の所得(1月から6月までの間に医療保険各法(前項第4号から第8号までに規定する者)については、高確法を含む。第4条第5項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合)については、前々年の所得とする。)が同表所得限度額の欄に掲げる額以上の者

(助成の範囲)

第4条 次に掲げる対象者に医療保険各法の規定による療養の給付等_____が行われた場合における医療費の助成は、当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等)を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)の範囲内で行う。

(1)・(2) (略)

2 第2条第1項第1号に規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等_____が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額から当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

3 前項に規定する一部負担金の額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、同項の一部負担金の額を当該各号に定める額とする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する給付が行われた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額

ア 第2条第1項第1号に規定する者が属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた月の属する年度分(その月が4月から6月までの場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る次の(ア)及び(イ)に掲げる所得の金額がない者であるとき 8,000円

(ア) 地方税法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(公的年金等の支給を受ける者については、同法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)

(イ) 他の所得と区分して計算される所得の金額

イ (略)

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する給付が行われた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額

ア・イ (略)

4 第2項の規定にかかわらず、前2項に規定する一部負担金の額が著しく高額となる場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の医療費の助成を行う。

5 第2条第1項第4号から第6号までに規定する者に医療保険各法の規定による医療に

3 前項に規定する一部負担金の額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、同項の一部負担金の額を当該各号に定める額とする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等が行われた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額

ア 所得を有しない者であるとき
8,000円

イ (略)

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等が行われた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額

ア・イ (略)

4 第2項の規定にかかわらず、前2項に規定する一部負担金の額が著しく高額となる場合は、高確法
第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の医療費の助成を行う。

5 第2条第1項第4号から第6号までに規定する者に医療保険各法の規定による療養の

関する給付が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる医療に関する給付の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する給付 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が第2条第2項第3号ア又はイに該当する場合 600円(被保険者等負担額が600円に満たない場合)にあっては、その額)

イ アに掲げる場合以外の場合 400円(被保険者等負担額が400円に満たない場合)にあっては、その額)

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する給付 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(その額が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を超えるときは、ア又はイに定める額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。ただし、3月連続して一部負担金が控除された場合における連続する4月目以後の月については一部負担金を控除しない。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が第2条第2項第3号ア又はイに該当する場合 2,400円

イ アに掲げる場合以外の場合 1,600円

6 第2条第1項第7号から第9号までに規定する者に医療保険各法(同項第7号又は第8号に規定する者)にあっては、高齢者の医療の確保に関する法律を含む。以下この項において同じ。)の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費の

給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が低所得者である 場合 400円(被保険者等負担額が400円に満たない場合)にあっては、その額)

イ アに掲げる場合以外の場合 600円(被保険者等負担額が600円に満たない場合)にあっては、その額)

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(その額が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を超えるときは、ア又はイに定める額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。ただし、3月連続して一部負担金が控除された場合における連続する4月目以後の月については一部負担金を控除しない。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が低所得者である 場合 1,600円

イ アに掲げる場合以外の場合 2,400円

6 第2条第1項第7号から第9号までに規定する者に医療保険各法(同項第7号又は第8号に規定する者)にあっては、高確法 を含む。以下この項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の

助成は、次の各号に掲げる医療に関する給付の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する給付_____ 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が第2条第2項第3号ア又はイに該当する場合 800円(被保険者等負担額が800円に満たない場合にあつては、その額)

イ アに掲げる場合以外の場合 400円(被保険者等負担額が400円に満たない場合にあつては、その額)

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する給付_____ 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(その額が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を超えるときは、ア又はイに定める額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。ただし、3月連続して一部負担金が控除された場合における連続する4月目以後の月については一部負担金を控除しない。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が第2条第2項第3号ア又はイに該当する場合 3,200円

イ アに掲げる場合以外の場合 1,600円

7 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができない者に係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

(1)・(2) (略)

8・9 (略)

(受給資格の消滅)

助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が低所得者である_____ 場合 400円(被保険者等負担額が400円に満たない場合にあつては、その額)

イ アに掲げる場合以外の場合 800円(被保険者等負担額が800円に満たない場合にあつては、その額)

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(その額が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を超えるときは、ア又はイに定める額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。ただし、3月連続して一部負担金が控除された場合における連続する4月目以後の月については一部負担金を控除しない。

ア その者に係る別表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が低所得者である_____ 場合 1,600円

イ アに掲げる場合以外の場合 3,200円

7 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

(1)・(2) (略)

8・9 (略)

(受給資格の消滅)

第7条 対象者が次の各号の一に_____該当するに至ったときは、対象者でなくなる。

(1) (略)

(2) 第2条の規定に_____該当しなくなったとき。

別表(第2条関係)

【別記 参照】

第7条 対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、対象者でなくなる。

(1) (略)

(2) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

別表(第2条関係)

【別記 参照】

		<p>た場合(指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。次項において同じ。)にあっては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあっては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)が235,000円となる額</p>
<p>第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者</p>	<p>本人並びに本人の配偶者及び扶養義務者</p>	<p>地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(所得による制限に係る者が医療保険各法(高確法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度)の1月1日において、指定都市の区域内に住所を有した場合にあっては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあっては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有</p>

		した場合の例により算定した額)が
		235,000円となる額
////////////////////////////////////		

宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表 (附則第3条関係)
(現行)

別表第1(第3条関係)

執行機関	事務
市長	(1) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) <u>高齢障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(3)～(13) (略)

別表第2(第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(5) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(6) <u>高齢障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
(7)～(26) (略)		

(改正案)

別表第1(第3条関係)

執行機関	事務
市長	(1) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2)～(12) (略)

別表第2(第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(5) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(6)～(25) (略)	

